

四半期報告書

(第72期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

日立金属株式会社

東京都港区芝浦一丁目2番1号

(E01244)

目 次

頁

表 紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	主要な経営指標等の推移	1
2	事業の内容	2
3	関係会社の状況	2
4	従業員の状況	2
第2	事業の状況	3
1	生産、受注及び販売の状況	3
2	経営上の重要な契約等	3
3	財政状態及び経営成績の分析	4
第3	設備の状況	8
第4	提出会社の状況	9
1	株式等の状況	9
(1)	株式の総数等	9
(2)	新株予約権等の状況	9
(3)	ライツプランの内容	17
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	17
(5)	大株主の状況	17
(6)	議決権の状況	18
2	株価の推移	19
3	役員の状況	19
第5	経理の状況	20
1	四半期連結財務諸表	21
(1)	四半期連結貸借対照表	21
(2)	四半期連結損益計算書	23
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	24
2	その他	31
第二部	提出会社の保証会社等の情報	31

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月11日
【四半期会計期間】	第72期第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）
【会社名】	日立金属株式会社
【英訳名】	Hitachi Metals, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役 執行役社長 持田 農夫男
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5765-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 久保田 友康
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5765-4153
【事務連絡者氏名】	財務部長 久保田 友康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第72期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第71期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(百万円)	175,599	701,075
経常利益(百万円)	17,425	54,448
四半期(当期)純利益(百万円)	8,670	27,034
純資産額(百万円)	240,969	235,507
総資産額(百万円)	626,010	619,466
1株当たり純資産額(円)	620.98	604.22
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	24.59	76.48
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—
自己資本比率(%)	35.0	34.4
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,116	72,106
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△9,351	△38,112
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△308	△31,498
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	44,658	47,821
従業員数(人)	20,229	20,308

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	20,229 [4,261]
---------	----------------

（注）従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託契約の従業員等）は、[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	5,933 [1,080]
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託契約の従業員等）は、[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(百万円)	前年同期比 (%)
高級金属製品	86,090	—
電子・情報部品	44,482	—
高級機能部品	55,920	—
サービス他	—	—
合計	186,492	—

(注) 上記の金額は販売価額によっており、消費税等を含んでおりません。

(2)受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(百万円)	前年同期比 (%)
高級金属製品	75,407	—
電子・情報部品	35,132	—
高級機能部品	47,798	—
サービス他	26,188	—
合計	184,525	—

(注) 上記の金額には消費税等を含んでおりません。

(3)販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(百万円)	前年同期比 (%)
高級金属製品	79,464	—
電子・情報部品	42,948	—
高級機能部品	52,388	—
サービス他	28,322	—
セグメント間の内部売上高消去	△27,523	—
合計	175,599	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含んでおりません。

2. 上記の各セグメントの金額にはセグメント間の内部売上高を含んでおりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間の世界経済を概観しますと、米国では、住宅投資の減速と金融不安の拡大の影響により、景気の減速傾向が続きました。アジアでは、中国で好調な設備投資を中心に経済成長が継続し、ASEAN諸国も経済の拡大傾向が続きました。欧州では、経済の拡大が緩やかなものとなりました。

わが国経済は、個人消費の伸び悩みに加え、輸出が弱含みの傾向を見せ、これに伴い生産活動が減速した結果、経済の拡大が足踏み状態となりました。

当社グループの関連業界では、自動車は、海外生産が欧州及びアジアを中心に増加し、国内生産も、国内向けの減少を輸出の増加で補い、増加しました。半導体は、IT関連機器向けの需要増を背景に堅調に推移しました。携帯電話は、アジア市場を中心に市場が拡大しました。パソコンは、アジア及び欧州向けを中心に出荷が増加しました。鉄鋼は、輸出を中心に増産基調で推移しました。国内建築関係は、民間投資が改正建築基準法施行の影響を受け減少し、公共投資も支出抑制が続き減少傾向で推移しました。

これらの環境下、当第1四半期連結会計期間においては、当社の主要顧客である自動車業界及びIT関連機器業界向けを中心とした需要が引き続き堅調に推移したことから、売上高は、175,599百万円となりました。

利益面では、希少金属をはじめとした世界的な原材料価格の上昇の影響を受けましたが、販売価格の見直し及び一層のコスト削減に努めた結果、営業利益は15,421百万円となりました。経常利益は17,425百万円、四半期純利益は8,670百万円となりました。

事業のセグメント別の業績は次のとおりです。各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

①高級金属製品

当セグメントの売上高は、79,464百万円となりました。また、営業利益は7,721百万円となりました。主要製品の売上の状況は以下のとおりです。

<金型・工具用材料>

国内向けは、自動車向けを中心とした需要増を受けて増加し、輸出もアジア向けを中心に堅調に推移したことから、全体では増加しました。

<切削工具>

自動車向けの需要を中心に、堅調に推移しました。

<電子金属材料>

半導体等パッケージ材料は、メモリー業界の生産調整の影響を受け、減少しました。一方、液晶パネル関連材料は、アジア向けの需要増を受けて増加しました。この結果、電子金属材料全体では前年同期並みとなりました。

<各種ロール>

国内及び中国向けを中心とした海外需要が堅調で、増加しました。

<射出成形機用部品>

中型射出成形機向けの需要が好調に推移し、増加しました。

②電子・情報部品

当セグメントの売上高は、42,948百万円となりました。また、営業利益は5,442百万円となりました。主要製品の売上の状況は以下のとおりです。

<硬質磁性材料>

フェライト磁石が前年同期並みで推移し、希土類磁石が、ハイブリッド自動車及び電動パワーステアリングを中心とした自動車関連向け需要の好調を受け大幅に増加した結果、硬質磁性材料全体では大幅に増加しました。

<軟質磁性材料>

ファインメット[®]が減少しましたが、ソフトフェライトが顧客の在庫調整の反動から増加し、アモルファス金属材料が、中国・インドを中心とした変圧器向け需要増を受けて大幅に増加した結果、軟質磁性材料全体では増加しました。

<携帯電話用部品>

アイソレータは、基地局向け及び端末向けが好調に推移し、増加しましたが、積層部品が中国向けを中心とした顧客の在庫調整の影響を受けて減少した結果、携帯電話用部品全体では減少しました。

③高級機能部品

当セグメントの売上高は、52,388百万円となりました。また、営業利益は2,920百万円となりました。主要製品の売上の状況は以下のとおりです。

<高級ダクティル鋳鉄製品>

国内向け需要が好調に推移し、増加しました。

<耐熱鋳造製品>

欧州向けを中心に需要が好調に推移し、増加しました。

<アルミホイール>

国内向けの需要が前年同期並みとなった一方、北米向け需要が引き続き好調に推移したことにより、増加しました。

<各種鋳物管継手>

配管材質の変化及び改正建築基準法施行の影響による国内建築の低迷の影響を受け、減少しました。

<ステンレス及びプラスチック配管機器>

国内向け需要は前年同期並みとなりましたが、米国向け需要の低迷の影響を受け、減少しました。

<内装システム及び構造システム>

内装システムは、都市再開発によるオフィス関連の需要増を受け大幅に増加し、構造システムも、設備投資が安定的に推移したことから、増加しました。

④サービス他

当セグメントの売上高は、国内販売・海外販売とも好調に推移したことにより、28,322百万円となりました。また、営業利益は749百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

①日本

I T機器・自動車関連分野が好調に推移したことにより、売上高は150,721百万円なり、営業利益は12,842百万円となりました。

②北米

自動車関連分野が好調に推移したものの、円高による為替換算の影響を受け、売上高は21,257百万円となり、営業利益は1,712百万円となりました。

③アジア

I T機器・自動車関連部品が堅調に推移したことにより、売上高は34,304百万円となり、営業利益は2,083百万円となりました。

④欧州その他

自動車関連分野が好調に推移したことにより、売上高は9,168百万円となり、営業利益は446百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、運転資金の増加や減価償却費を上回る積極的な設備投資を行ったこと等により、前連結会計年度末に比べ3,163百万円減少し、44,658百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、7,116百万円となりました。税金等調整前四半期純利益が17,423百万円となり、仕入債務の増加があったものの、売上債権やたな卸資産等の運転資金が増加し、法人税等の支払があったことにより増えます。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は、9,351百万円となりました。有形固定資産の取得による支出が10,113百万円となり、有形固定資産の売却による収入が743百万円があったことにより増えます。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用した資金は、308百万円となりました。短期借入金の増加が11,515百万円、長期借入れによる収入が4,182百万円ありましたが、社債の償還が10,483百万円あったことにより増えます。

(3) 対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、当社は、開発型企業として、継続的に基盤技術の高度化を図り、新技術に挑戦することによって新製品及び新事業を創出し、新たな価値を社会に提供し続けることを事業活動の基本としております。これを推進するため、株式会社日立製作所を親会社とする日立グループの一員として、同社との関係において事業運営及び取引では自律性を維持しつつ、研究開発協力等を通じて同グループ各社と緊密な協力関係を保ち、その経営資源を有効に活用することで、高品質の製品及びサービスの提供を図ることとしております。また、当社は、上場会社として、常に株主、投資家及び株式市場からの期待及び評価を認識し、情報の適時かつ適切な開示につとめるとともに、持続的成長の実現に資する経営計画の策定、企業統治の強化等を通じて、合理的で緊張感のある経営を確保することが重要であると認識しております。これらにより、当社は、企業価値の向上及び親会社のみならず広く株主全般に提供される価値の最大化を図ってまいります。

(4) 研究開発活動

当社は開発型企業を目指し、より一層研究開発・新事業創出に注力しております。基幹技術による新製品開発を各カンパニー主導で進めるとともに、従来のカンパニー枠を超えた新製品についてはコーポレート主導で開発を強化しております。

また、開発分野に応じ(株)日立製作所の主要研究所、大学、国公立研究所と共同研究、技術研究会及び人材交流等により、一層高度な研究開発を行っております。

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は3,301百万円、研究開発人員は当第1四半期連結会計期間末現在833名であります。

各事業分野別の研究主要課題は次のとおりです。

①高級金属製品

当社並びに日立ツール(株)、(株)NEOMAXマテリアルが中心となって、高級特殊鋼・セラミックス、大・中型商用車ディーゼルエンジン排出ガス浄化用セラミックフィルタ(セラキャット®フィルタ)の開発を行っております。当事業に係る研究開発費は1,025百万円となりました。

②電子・情報部品

当社並びにMetglas, Inc.が中心となって、電力トランス用低損失アモルファス材、情報端末用高周波部品、高性能磁石、ソフトフェライト、軟磁性金属材料応用製品、等の開発を行っております。当事業に係る研究開発費は1,734百万円となりました。

③高級機能部品

当社並びに日立バルブ(株)、日立機材(株)が中心となって、自動車用排気系鋳物製品、高級鋳物材料、管継手、バルブその他の配管用部材及び工法等周辺技術を含めた配管トータルシステム、柱脚・柱はり接合部材及び工法、制震システム等の開発を行っております。当事業に係る研究開発費は542百万円となりました。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループを取り巻く経営環境については、米国では、金融不安及び住宅投資低迷の影響の拡大に加え、原油価格上昇及び在庫調整の影響もあり、経済が後退局面に入ることが予想されます。アジアでは、中国についてはオリンピックの終了並びに金融引き締め政策が設備投資及び輸出に影響を与えることが想定され、原材料価格上昇の影響も予想されます。ASEAN諸国及び韓国等についても、米国の経済後退の影響を受けた減速が見込まれます。欧州でも、米国の経済後退の影響を受けた伸び悩みが予想されます。

わが国経済は、原材料価格の上昇とそれに伴う物価上昇による個人消費の伸び悩み、世界経済の成長減速に伴う輸出の伸びの低下により、経済の減速が予想されます。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループの関連業界では、自動車業界については、国内生産は、国内需要の低迷及び円高・世界経済の減速による輸出の伸び悩みの影響を受けることが想定され、海外生産についても減速が予想されます。半導体、携帯電話、パソコンを中心とする電子・情報部品関連業界については、アジア経済の減速による鈍化が懸念され、価格低下圧力も強まるものと予想されます。鉄鋼については、アジア向けを中心に高水準の生産が見込まれます。建築関係については、民間投資は、経済の減速による伸び悩みが想定され、公共投資は、支出抑制が続き、低水準で推移するものと予想されます。

このような環境のもと、当社グループは、当期を「2008年度中期経営計画」完遂の年とすべく、諸施策に取り組んでまいります。具体的には、需要拡大が見込まれる環境適合製品を始めとする新製品の創出・拡販と海外展開を通じて、新製品売上高比率及び海外売上高比率の向上に注力してまいります。また、たな卸資産等の運転資本の削減をは

じめとしたキャッシュ・フロー経営を推進し、資本効率の向上に注力するとともに、コスト構造改革・生産性向上を目指す生産プロセスの改革も強力に推進し、更なるボリュームゾーン製品の競争力強化及び企業グループ全体の体質改善を進めてまいります。

(7) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、運転資金の増加や減価償却費を上回る積極的な設備投資を行ったこと等により、前連結会計年度末に比べ3,163百万円減少し、44,658百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローでは、7,116百万円の収入となりました。税金等調整前四半期純利益が17,423百万円となり、仕入債務の増加があったものの、売上債権やたな卸資産等の運転資金が増加し、法人税等の支払があったことによります。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、9,351百万円の支出となりました。有形固定資産の取得による支出が10,113百万円となり、有形固定資産の売却による収入が743百万円あったことによります。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、308百万円の支出となりました。短期借入金の増加が11,515百万円、長期借入れによる収入が4,182百万円あったものの、社債の償還が10,483百万円あったことによります。

また、当第1四半期連結会計期間末の総資産は626,010百万円で、前連結会計年度末に比べ6,544百万円増加しました。流動資産は323,576百万円で、前連結会計年度末に比べ7,844百万円増加しました。たな卸資産が増加したことによります。固定資産は302,434百万円で、前連結会計年度末に比べ1,300百万円減少しました。有形固定資産が減少したこと及びのれんを償却したことによります。

負債合計は385,041百万円で、前連結会計年度末に比べ1,082百万円増加しました。買掛債務が増加したこと及び有利子負債が増加したことによります。純資産合計は240,969百万円で、前連結会計年度末に比べ5,462百万円増加しました。利益剰余金が増加したことによります。

(8) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、これまでも各事業において体質強化に取り組んできましたが、世界規模での競争に伍していくためには、全ての成長戦略のベースとなる「モノづくり力の徹底強化」を図り、これを基軸としたさらなる堅固な体質をつくり上げていくことが必要であります。

このためには、生産プロセスの改革を中心としたコスト競争力の強化を推進するとともに、グローバル経営についても、先進国に加え今後経済的発展が見込まれるアジア等新興国への拡販に注力し、顧客動向に対応した適地適産体制の整備並びにこれらの施策を実行する人材の育成についても引き続き進めてまいります。

また、新製品開発については、以下に示すように、No.1を獲得できる製品の開発並びに環境意識の高まりに対応した環境親和製品の開発に注力するとともに、グループ間での開発シナジーを高め、新製品比率拡大に注力してまいります。一方、当社グループには成長分野の製品だけでなく、市場規模もあり長年にわたりトップシェアのポジションをキープしている伝統的ボリュームゾーンの製品も多く存在します。これらの製品群については、コスト構造にメスを入れ、利益を押し上げていく力を磨き上げていくとともに、成長の原資となるキャッシュ創出を図ってまいります。

当社グループの現状については、企業体質の強化の観点から引き続き解決すべき課題が多いと考えております。本中期経営計画において求められているのは、業績数値だけでなく、「利益の質」であります。今後も「質」を生み出すための改革を実行し、以下に述べるNo.1事業戦略、コスト構造改革、新製品比率拡大、グローバル経営推進、キャッシュ・フロー経営に取り組み、「2008年度中期経営計画」の完遂を図るとともに、市場環境に左右されることなく持続的成長を実現できる企業を目指してまいります。

①No.1事業戦略

激化する市場競争に打ち勝つため、自動車、エレクトロニクス、エネルギー及びインフラ関連において、得意とする分野を選別し、No.1を獲得できる製品に重点をおいて研究開発を推進してまいります。

②コスト構造改革

これまでに実施した生産性向上への取り組みをさらに進化させ、生産プロセス全体の抜本的改革を図り、損益分岐点比率の引き下げを図ってまいります。また、伝統的ボリュームゾーン製品については、引き続きコスト構造改革を推進し、競争力を強化してまいります。

③新製品比率拡大

カンパニー・グループ各社と横断的な連携をとり、経営資源を結集した開発を進めてまいります。中核分野における開発ロードマップでは、環境親和製品の開発を成長の要として組み込み、優先的に経営資源を充当し、新製品売上高比率を引き上げ、製品構成の新陳代謝を図ってまいります。

④グローバル経営推進

欧州、米国及びアジアにおける適地適産体制を整備するとともに、海外売上高比率を引き上げ、世界市場における持続的な成長を目指してまいります。

⑤キャッシュ・フロー経営

たな卸資産手持日数の圧縮等、受注から生産、発送までの一連のビジネスサイクルの短縮に注力することにより、運転資金の削減を図り、持続的成長実現のための設備投資及び研究開発投資の原資を確保してまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月11日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	366,557,889	366,557,889	(株)東京証券取引所市場第一部 (株)大阪証券取引所市場第一部	—
計	366,557,889	366,557,889	—	—

(注)「提出日現在発行数」には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債(平成19年9月13日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	20,000個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1百万円で除した個数の合計数 なお、本社債の額面1百万円に付する本新株予約権の数は1個とする
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 2,056 資本組入額 1,028
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
新株予約権付社債の残高(百万円)	20,000
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額(1百万円)の総額を2項に記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法(平成17年法律第86号)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。

2. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額(本社債の額面金額の100%)と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、2,056円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)
・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等(以下に定義する。)その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- ①当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。)
- ②資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が第三者に移転される場合に限る。)
- ③会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が承継会社に承継される場合に限る。)
- ④株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)
- ⑤その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの

- (4) 転換価額は、(A)組織再編等が生じた場合であつてかつ(i)当該時点において適用ある法律に従い(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。)、発行要項の規定に基づき承継会社等(組織再編等における相手方であつて、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。)による新株予約権の交付の措置を講ずることができない場合、(ii)法律上は発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講ずることができないものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は(iv)発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合のいずれかの条件を満たす旨の通知を当社が本社債権者に送付した場合、又は(B)発行要項の規定に基づき上場廃止等による繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。

減額後の転換価額は、上記(2)の当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。)時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、取締役会による授権に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日（組織再編等が公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合に、残存する本社債の全部を、その額面金額の100%で繰上償還する場合は2東京営業日）以内の日で当社が指定する日をいう。

3. 本新株予約権の行使期間は、2007年9月27日から2016年8月30日までとする。
但し、(i)発行要項に定める当社の選択による本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）まで（但し、発行要項に定める税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。）、(ii)発行要項に定める本社債権者の選択による繰上償還及び組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(iii)買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び(iv)債務不履行等による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記にかかわらず、当社が9項に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間（但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。）中は、本新株予約権を行使することはできない。
また、本社債が償還された場合、本社債が消却された場合及び本社債が失効した場合は、会社法第287条に従い、当該本社債に係る本新株予約権は当然に消滅する。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、転換価額を基準とした1株当たりの金額を記載している。なお、本新株予約権付社債の発行要項においては、「各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。」と定められている。
5. 本新株予約権の行使の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - (2) 2016年6月13日まで（同日を含まない。）は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日（9項に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日まで（2016年4月1日から始まる四半期については、2016年6月13日まで）の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下の①、②及び③の期間は適用されない。
 - ①(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がBBB以下である期間、又は(ii)R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間
 - ②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間
 - ③当社が組織再編等を行うにあたり、3項に記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
6. 会社法第254条の規定により本新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。
7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 組織再編等が発生した場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。

また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本項に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社であるUnion Bank of California, N.A.（以下「受託会社」という。）に対して、2項(4)に記載の(i)から(iv)までのいずれかの条件が満たされた旨の代表執行役が署名した証明書を交付する場合には、適用されない。

(2) (1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は次のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下の(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は2項(3)又は(4)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、3項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の行使は、5項(1)及び(2)と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) (1)の定めに従い承継会社等の新株予約権が発行される場合、当該組織再編等の効力発生日をもって本新株予約権は消滅し、本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく義務は承継会社等が引き受け又は承継するものとする。当社は、本社債及び当該信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

9. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、2012年9月13日以降、当社の株式が該当証券取引所（以下に定義する。）に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知（以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以

下に定義する。)を交付する。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債(本新株予約権を除く。)の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び(ii)転換価値(以下に定義する。)から額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。)をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日(以下に定義する。)目の日に始まる20連続取引日(以下「関係VWAP期間」という。)に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本項において「取引日」とは、該当証券取引所(東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場(店頭登録又は証券取引所における取引を含む。)されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。)が開設されている日をいい、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に転換価額の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価額}} \times \text{1株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

2019年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債(平成19年9月13日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	20,000個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1百万円で除した個数の合計数 なお、本社債の額面1百万円に付する本新株予約権の数は1個とする
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 2,042 資本組入額 1,021
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
新株予約権付社債の残高(百万円)	20,000
代用払込みに関する事項	(注7)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額(1百万円)の総額を2項に記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法(平成17年法律第86号)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。
2. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額(本社債の額面金額の100%)と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、2,042円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)*併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)*等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等(以下に定義する。)*その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- ①当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。)
 - ②資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が第三者に移転される場合に限る。)
 - ③会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が承継会社に承継される場合に限る。)
 - ④株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)
 - ⑤その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの
- (4) 転換価額は、(A)組織再編等が生じた場合であってかつ(i)当該時点において適用ある法律に従い(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。)*、発行要項の規定に基づき承継会社等(組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。)*による新株予約権の交付の措置を講ずることができない場合、(ii)法律上は発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は(iv)発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合のいずれかの条件を満たす旨の通知を当社が本社債権者に送付した場合、又は(B)発行要項の規定に基づき上場廃止等による繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)*において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。

減額後の転換価額は、上記(2)の当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。)*時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、取締役会による授権に基づき、当初転換

価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日（組織再編等が公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合に、残存する本社債の全部を、その額面金額の100%で繰上償還する場合は2東京営業日）以内の日で当社が指定する日をいう。

3. 本新株予約権の行使期間は、2007年9月27日から2019年8月30日までとする。

但し、(i)発行要項に定める当社の選択による本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）まで（但し、発行要項に定める税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。）、(ii)発行要項に定める本社債権者の選択による繰上償還及び組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(iii)買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び(iv)債務不履行等による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記にかかわらず、当社が9項に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間（但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。）中は、本新株予約権を行使することはできない。また、本社債が償還された場合、本社債が消却された場合及び本社債が失効した場合は、会社法第287条に従い、当該本社債に係る本新株予約権は当然に消滅する。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、転換価額を基準とした1株当たりの金額を記載している。なお、本新株予約権付社債の発行要項においては、「各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。」と定められている。

5. 本新株予約権の行使の条件は、次のとおりとする。

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 2019年6月13日まで（同日を含まない。）は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日（9項に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日まで（2019年4月1日から始まる四半期については、2019年6月13日まで）の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下の①、②及び③の期間は適用されない。

①(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がBBB以下である期間、又は(ii)R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間

③当社が組織再編等を行うにあたり、3項に記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

6. 会社法第254条の規定により本新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。

7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 組織再編等が発生した場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断す

る。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本項に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社であるUnion Bank of California, N.A. (以下「受託会社」という。)に対して、2項(4)に記載の(i)から(iv)までのいずれかの条件が満たされた旨の代表執行役が署名した証明書を交付する場合には、適用されない。

(2) (1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は次のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下の(i)又は(ii)に従う。

なお、転換価額は2項(3)又は(4)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、3項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の行使は、5項(1)及び(2)と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) (1)の定めに従い承継会社等の新株予約権が発行される場合、当該組織再編等の効力発生日をもつ

て本新株予約権は消滅し、本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく義務は承継会社等が引き受け又は承継するものとする。当社は、本社債及び当該信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

9. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、2014年9月13日以降、当社の株式が該当証券取引所(以下に定義する。)に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知(以下「取得通知」という。)を行うことにより、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当

社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債（本新株予約権を除く。）の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び(ii)転換価値（以下に定義する。）から額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。）をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日（以下に定義する。）目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本項において「取引日」とは、該当証券取引所（東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場（店頭登録又は証券取引所における取引を含む。）されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。）が開設されている日をいい、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に転換価額の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総数 残高（千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減額 （百万円）	資本準備金残高 （百万円）
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	366,558	—	26,284	—	36,699

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間中において、平成20年5月22日付でフィデリティ投信株式会社ほか1名が連名で提出した大量保有報告書の変更報告書(No.5)の写しの送付があり、平成20年5月15日現在で下表のとおり株式を保有している旨記載されていますが、株主名簿の記載内容が確認できず、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株式数 （千株）	発行済株式総数に対する 保有株式数の割合（%）
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	20,764	5.66
エフエムアール エルエルシー (FMR L L C)	82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA	2,712	0.74
計	—	23,476	6.40

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式）		
	普通株式 13,975,000	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（相互保有株式）		
	普通株式 65,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 350,962,000	350,959	—
単元未満株式	普通株式 1,555,889	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	366,557,889	—	—
総株主の議決権	—	350,959	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれておりません。

②【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
日立金属(株)	東京都港区芝浦一丁目2番1号	13,975,000	—	13,975,000	3.81
青山特殊鋼(株)	東京都中央区新川二丁目9番11号	63,000	—	63,000	0.02
出雲造機(株)	島根県安来市恵乃島町134	1,000	—	1,000	0.00
秦精工(株)	島根県安来市黒井田町691	1,000	7,000	8,000	0.00
計	—	14,040,000	7,000	14,047,000	3.83

(注) 秦精工株式会社の「他人名義所有株式数」には、同社が加入している日立金属取引先持株会(東京都港区芝浦一丁目2番1号)名義の株式のうち、平成20年3月31日現在の同社の持分に相当する数(1,000株未満を切り捨て。)を記載しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高（円）	1,678	1,595	1,786
最低（円）	1,489	1,470	1,517

（注）最高・最低株価は、(株)東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。なお、新日本有限責任監査法人は、新日本監査法人が平成20年7月1日をもって、監査法人の種類の変更を行った後の法人名称であります。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,786	36,856
受取手形及び売掛金	※2 125,688	※2 123,678
関係会社預け金	8,852	10,620
製品	40,198	36,629
半製品	10,941	10,643
原材料	41,629	36,834
仕掛品	39,558	37,851
その他	21,450	23,100
貸倒引当金	△526	△479
流動資産合計	323,576	315,732
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	58,982	59,723
機械装置及び運搬具（純額）	85,166	83,800
土地	52,471	53,031
その他（純額）	17,691	18,940
有形固定資産合計	※1 214,310	※1 215,494
無形固定資産		
のれん	49,091	49,931
その他	5,528	5,403
無形固定資産合計	54,619	55,334
投資その他の資産		
投資有価証券	18,051	17,351
その他	17,302	17,264
貸倒引当金	△1,848	△1,709
投資その他の資産合計	33,505	32,906
固定資産合計	302,434	303,734
資産合計	626,010	619,466

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成20年6月30日)

前連結会計年度末に係る要約
連結貸借対照表
(平成20年3月31日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	105,569	98,671
短期借入金	63,004	50,981
1年内返済予定の長期借入金	19,556	20,980
1年内償還予定の社債	1,488	11,249
未払法人税等	8,633	11,942
引当金	106	294
その他	40,420	45,695
流動負債合計	238,776	239,812
固定負債		
社債	39,000	40,008
転換社債型新株予約権付社債	40,000	40,000
長期借入金	30,927	27,209
退職給付引当金	25,959	25,891
その他の引当金	4,119	4,456
その他	6,260	6,583
固定負債合計	146,265	144,147
負債合計	385,041	383,959
純資産の部		
株主資本		
資本金	26,284	26,284
資本剰余金	41,241	41,241
利益剰余金	168,016	161,488
自己株式	△10,591	△10,552
株主資本合計	224,950	218,461
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	465	△208
為替換算調整勘定	△6,496	△5,227
評価・換算差額等合計	△6,031	△5,435
少数株主持分	22,050	22,481
純資産合計	240,969	235,507
負債純資産合計	626,010	619,466

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

売上高	175,599
売上原価	138,976
売上総利益	36,623
販売費及び一般管理費	※ 21,202
営業利益	15,421
営業外収益	
受取利息	167
受取配当金	106
為替差益	1,929
その他	1,887
営業外収益合計	4,089
営業外費用	
支払利息	738
デリバティブ評価損	591
その他	756
営業外費用合計	2,085
経常利益	17,425
特別利益	
固定資産売却益	105
特別利益合計	105
特別損失	
減損損失	107
特別損失合計	107
税金等調整前四半期純利益	17,423
法人税、住民税及び事業税	8,132
法人税等調整額	△159
法人税等合計	7,973
少数株主利益	780
四半期純利益	8,670

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	17,423
減価償却費	7,504
のれん及び負ののれん償却額	527
受取利息及び受取配当金	△273
支払利息	738
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,582
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△9,867
仕入債務の増減額 (△は減少)	6,723
未払費用の増減額 (△は減少)	△4,479
その他	2,043
小計	18,757
法人税等の支払額	△11,641
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,116
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△10,113
有形固定資産の売却による収入	743
無形固定資産の取得による支出	△343
利息及び配当金の受取額	360
その他	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,351
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	11,515
長期借入れによる収入	4,182
長期借入金の返済による支出	△2,111
社債の償還による支出	△10,483
利息の支払額	△901
自己株式の取得による支出	△39
配当金の支払額	△2,115
少数株主への配当金の支払額	△356
財務活動によるキャッシュ・フロー	△308
現金及び現金同等物に係る換算差額	△620
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,163
現金及び現金同等物の期首残高	47,821
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 44,658

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結範囲の変更 平成20年4月1日に、NEOMAX商事(株)は日立金属アドメット(株)と合併し、また、Luzon Magnetics, Inc. はSan Technology, Inc. と合併したことにより、いずれも連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 86社</p>
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	<p>連結子会社のうち従来決算日が12月31日であったSan Technology, Inc. は、同日現在の財務諸表を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行ってりましたが、同社が決算日を3月31日に変更したことにより、同社の当第1四半期連結会計期間は、当社と一致しております。なお、同社の1月1日から3月31日までの損益については、利益剰余金に直接計上しております。</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「リース取引に関する会計基準」の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を当第1四半期連結会計期間から早期適用し、平成20年4月1日以降にリース取引開始となる契約について、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
4. その他	<p>(連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分の変更)</p> <p>投資家の企業価値への関心の高まりをうけて、支払利息を支払当金同様に資本コストと認識する企業価値算定に適した区分に合わせるため、前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含めていた利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額を、それぞれ「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含めることに変更しております。これらの変更により、前連結会計年度の方法によった場合と比較して、「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、541百万円増加し、「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、360百万円増加し、「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、901百万円減少しております。ただし、キャッシュ・フローの純額、すなわち「現金及び現金同等物」の減少額3,163百万円には、これらの変更による影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>一部の連結子会社は、固定資産の減価償却費の算定方法について合理的な予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法により算定しております。</p>
2. 棚卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出しております。</p>
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等や一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は、法人税、住民税及び事業税に含めて表示しております。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更)	<p>当社及び国内連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置等の耐用年数を変更しております。</p> <p>この変更に伴い、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ247百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、412,400百万円 であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、408,572百万円 であります。
※2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 受取手形割引高 296百万円 受取手形裏書譲渡高 78百万円 手形信託契約に基づく債権譲渡高 11,077百万円	※2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 受取手形割引高 63百万円 受取手形裏書譲渡高 473百万円 手形信託契約に基づく債権譲渡高 8,870百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

科目	金額 (百万円)
荷造発送費	3,585
販売雑費	754
給料諸手当	5,842
退職給付引当金繰入額	569
福利厚生費	882
減価償却費	366
賃借料	834
研究開発費	1,787
のれん償却費	861

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成20年6月30日現在)

現金及び預金勘定	35,786	百万円
有価証券(MMF等)	20	
関係会社預け金	8,852	
現金及び現金同等物	<u>44,658</u>	百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 366,558千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 14,021千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 9,727,626株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 20,000百万円

(2) 2019年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 9,794,319株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 20,000百万円

4. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月26日 取締役会	普通株式	2,115	6.0	平成20年3月31日	平成20年5月28日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	高級 金属製品 (百万円)	電子・ 情報部品 (百万円)	高級機能部品 (百万円)	サービス他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	70,992	33,192	44,947	26,468	175,599	—	175,599
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	8,472	9,756	7,441	1,854	27,523	△27,523	—
計	79,464	42,948	52,388	28,322	203,122	△27,523	175,599
営業利益	7,721	5,442	2,920	749	16,832	△1,411	15,421

(注) 1. 事業区分の方法

製品の種類、製造方法、販売方法等の類似性、収益管理等の単位を勘案し、事業区分を行っております。

2. 各事業区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
高級金属製品	金型・工具用材料、電子金属材料（ディスプレイ関連材料、半導体等パッケージ材料）、各種ロール（鉄鋼圧延用ロール・非金属圧延用ロール・非金属用ロール）、射出成形機用部品、構造用セラミックス用部品、鉄骨構造部品、鍛鋼品、切削工具
電子・情報部品	硬質磁性材料（フェライト・希土類〔NEOMAX [®] 〕・鋳造・ボンドマグネット及びその応用品）、携帯電話用部品（アイソレータ、積層部品）、I T機器用材料・部材、軟質磁性材料（ソフトフェライト、ナノ結晶、軟磁性合金〔ファインメット [®] 〕、アモルファス金属材料〔Metglas [®] 〕）
高級機能部品	高級ダクタイル鋳鉄製品、耐熱鋳造製品、アルミホイール、その他アルミニウム製品、各種管継手、ステンレス及びプラスチック配管機器、冷却水供給装置、精密流体制御機器、内装システム、構造システム
サービス他	その他の販売・サービス等

3. 本セグメント情報の金額は消費税等抜きで表示しております。

4. 追加情報

(当第1四半期連結累計期間)

有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び国内連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置等の耐用年数を変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「高級金属製品」では14百万円、「電子・情報部品」では131百万円、「高級機能部品」では100百万円、「サービス他」では2百万円それぞれ営業費用は増加し、営業利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連 結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	123,362	19,309	23,886	9,042	175,599	—	175,599
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	27,359	1,948	10,418	126	39,851	△39,851	—
計	150,721	21,257	34,304	9,168	215,450	△39,851	175,599
営業利益	12,842	1,712	2,083	446	17,083	△1,662	15,421

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)北 米 ……米国

(2)ア ジ ア ……シンガポール・中国・香港・台湾・タイ・フィリピン、韓国

(3)そ の 他 ……ドイツ・英国

3. 本セグメント情報の金額は消費税等抜きで表示しております。

4. 追加情報

(当第1四半期連結累計期間)

有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び国内連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置等の耐用年数を変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「日本」の営業費用は247百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	北 米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
I. 海外売上高	16,777	39,454	11,848	2,111	70,190
II. 連結売上高					175,599
III. 海外売上高の連結売上高に占める割合	9.6%	22.5%	6.7%	1.2%	40.0%

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1)北 米 ……米国・カナダ

(2)ア ジ ア ……韓国・中国・香港・台湾・シンガポール

(3)欧 州 ……EU諸国

(4)そ の 他 ……中南米

3. 海外売上高は、提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4. 売上高の金額は消費税等抜きで表示しております。

(リース取引関係)

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

記載すべき事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

記載すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 620円98銭	1株当たり純資産額 604円22銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 24円59銭

(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	8,670
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	8,670
期中平均株式数(千株)	352,548
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成20年5月26日開催の取締役会において、平成20年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主含む)もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当(期末)を行うことを次のとおり決議しました。

- ①配当財産の種類及び帳簿価額の総額 金銭による配当 総額 2,115百万円
②株主に対する配当財産の割当てに関する事項 1株当たり6円
③当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 平成20年5月28日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

日立金属株式会社

代表執行役
執行役社長 持田 農夫男 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 榮一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿島 かおる 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片倉 正美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日立金属株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日立金属株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結累計期間より、連結キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含めていた利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額を、それぞれ「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含めることに変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。